特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
9	健康増進事業に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

太地町は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

和歌山県太地町長

公表日

令和4年3月11日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

」	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	健康増進法等に基づく事業を推進するための事務を行う。 ①各種がん検診(肝炎ウイルス検診を含む)の実施及び検診結果・精密検査の管理 ②特定健診・特定保健指導の実施及び健診結果の管理 ③歯周病検診の実施及び検診結果・精密検査の管理 ④健康相談・訪問指導・健康教育 特定個人情報ファイルを取り扱う業務
	①対象者に個人通知するための情報を管理する ②受診等の記録(氏名、年齢、住所、実施日、結果等)を管理する ③受診等の記録から統計報告を行う ④情報提供ネットワークシステムによる他市区町村との情報連携を行う。
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、統合宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル	名
健康管理情報ファイル、宛名性	青報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の76の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第54条
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	【情報照会・提供】 番号法第19条第1項第8号 別表第二の102の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	住民福祉課
②所属長の役職名	住民福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	太地町役場 総務課 〒649-5171 和歌山県東牟婁郡太地町大字太地3767番地の1 0735-59-2335
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	太地町役場 総務課 〒649-5171 和歌山県東牟婁郡太地町大字太地3767番地の1 0735-59-2335

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			14年3月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	和4年3月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[基礎	項目評価	書]		1	<選択肢> I) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	『重点項目評価書 『全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ፤	重点項目評	『価書又は全項目	評価書において、リスク	ク対策の詳細が記載			
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1	<選択肢>) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1	<選択肢>) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	조(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を	徐く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続			しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている <選択肢>				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・2	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査									
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監	查			
9. 従業者に対する教育・啓	発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	1	<選択肢> 1)特に力を入れて行っ [。] 2)十分に行っている 3)十分に行っていない。	ている			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月18日	I.1. ③システムの名称		健康管理システム	事後	
令和1年6月1日	I.5. ②所属長	住民福祉課長 森尾 伸	住民福祉課長	事後	
令和1年6月27日	Ⅳ. リスク対策		1.提出する特定個人情報保護評価書の種類 (基礎項目評価書) 2.特定個人情報の入手 (十分である) 3.特定個人情報の使用 (十分である) 4.特定個人情報のアイルの取扱いの委託 (十分である) 5.特定個人情報の提供・移転 (十分である) 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 (十分である) 7.特定個人情報の保管・消去 (十分である) 8.監査 (自己点接) 9.從業者に対する教育・啓発 (十分に行っている)	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和4年3月11日	I.1.①事務の名称	健康管理(予防接種法)に関する事務	健康増進事業に関する事務	事前	事務追加に伴う記載事項項目 追加
令和4年3月11日	L1.②事務の概要	健康増進法に基づき、健康相談、訪問指導、各種検診、結果管理など町民の健康増進のための事業を実施している。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ・健康管理事業の実施状況に係る事務 ・健康管理事業の対象。な情報管理に係る事務	健康増進法等に基づく事業を推進するための事務を行う。 ()各種がん検診(肝炎ウイルス検診を含む)の 実施及び検診結果・精密検査の管理 (2特定健診・特定保健指導の実施及び健診結果の管理 (3)前周病検診の実施及び検診結果・精密検査 の管理 (4)健康相談・訪問指導・健康教育 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 (力対象者に個人通知するための情報を管理する (2受診等の記録(氏名、年齢、住所、実施日、 結果等)を管理する (3受診等の記録)に氏名、年齢、住所、実施日、 (3受診等の記録)に氏名、年齢、住所、実施日、 (3受診等の記録)に氏名、年齢、住所、実施日、 (3受診等の記録)に転針報告を行う (4情報提供ネットワーウシステムによる他市区 町村との情報連携を行う。	事前	事務追加に伴う記載事項項目 追加
令和4年3月11日	I.1.③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、中間サーバー、統合宛名管 理システム	事前	事務追加に伴う記載事項項目 追加
令和4年3月11日	I.2.特定個人情報ファイル名	健康管理情報ファイル、	健康管理情報ファイル、宛名情報ファイル	事前	事務追加に伴う記載事項項目 追加
令和4年3月11日	1.3.法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と標記)第9条第1項 別表第一 76の項	番号法第9条第1項 別表第一の76の頃 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第54条	事前	事務追加に伴う記載事項項目 追加
令和4年3月11日	1.4.法令上の根拠		[情報照会・提供] 番号法第19条第1項第8号 別表第二の102 の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 第50条	事前	事務追加に伴う記載事項項目 追加
	<u>I</u>	1	1	1	1